

岩手県庁県民室運營業務及び県政提言等対応業務の実施要領等に関する質問への回答

岩手県 政策企画部 広聴広報課

No	資料名称	該当頁	質問内容	回 答
1	資料1 プロポーザル実施要領	1	(1)参加者の構成等 ア 岩手県内に本社又は営業所等を有することと記載がありますが、労働基準監督署に事業所届出を行っていない事業所も営業所となりますか。 また、事業所届出を行っていないため、納税義務は発生しておりません。	記載のとおり岩手県内に営業所等を有してれば、参加をお申し込みいただくことは可能です。 なお、調達仕様書5(1)ア(ア)に記載のとおり、関係法令を遵守していることが前提であり、法律上必要な手続きを行っていない場合は、営業所等とみなすことはできません。(労働基準監督署であれば、適用事業報告や労災保険関係成立票など)
2	資料1 プロポーザル実施要領	11	業務提案書になりますが、「全体でA4版3枚以内」と記載がございますが、両面印刷6pで、3枚以内であれば問題ありませんでしょうか。	片面3枚以内となります。なお、添付書類ア～ケは当該枚数に含まれません。
3	資料2 調達仕様書	1	(イ) 窓口総合案内業務 a来訪者の対応 b県庁見学希望者の対応 それぞれ月別の対応件数実績をご教授ください。	別紙1のとおりです。
4	資料2 調達仕様書	1.2	(ウ) 県民室管理業務 a 県民室の管理 b県政に関する情報の提供 それぞれ具体的にどのような業務内容かご教授ください。	【a 県民室の管理】 鍵の開錠や施錠、椅子やテーブルの整理、室内照明や空調のスイッチ操作等、県民室を来訪者に利用いただくために必要な管理全般となります。 【b県政に関する情報提供】 来訪者の求めに応じた資料や観光パンフレットの提供や県民室内のテレビによる県政に関する番組や映像資料の放映等となります。
5	資料2 調達仕様書	2	(エ) 県民室利用者満足度調査 現状、利用者アンケートは来訪された方に対して、紙で実施しておりますでしょうか。 また、現状のアンケート内容をご教授いただけませんかでしょうか。	県民室に備え付けているアンケート用紙で実施しています。 現状のアンケート内容は、「利用目的」や「県民室スタッフの対応について(職員の態度など)」となっています。
6	資料2 調達仕様書	2	イ県政提言等対応業務 電子メールやFAX、電話等については、貴庁の設備を使用できる認識でお間違いないでしょうか。 (PCやメールアドレス含め)	御認識のとおりです。 調達仕様書5(3)に記載のとおり、業務に必要な備品等は県が貸与します。
7	資料2 調達仕様書	2	(6)業務従事者数(最低基準) ア県民室運營業務(県庁1階 県民室内勤務) イ県政提言等 対応業務(県庁3階 広聴広報課内勤務) 両業務とも8:30~17:15までとなっておりますが、県庁舎正面玄関の開放時間は8:00~18:00となっておりますが、8:30~17:15以外に来訪された方の対応などは貴庁職員様でのご対応となりますでしょうか。	御認識のとおりです。

No	資料名称	該当頁	質問内容	回答
8	資料なし	-	従事者の服装につきましては、何かご指定はございますでしょうか。（貴庁指定の制服等）	調達仕様書5（1）イ（イ）に記載のとおり、特に指定はありません。
9	資料なし	-	従事者が休憩（飲食を伴う休憩）を取れるような場所はございますでしょうか。	個室の休憩スペースはございませんが、県民室内にパーテーションを置き、休憩できる場所は御用意しています。
10	資料なし	-	自転車通勤は可能でしょうか。 また、可能な場合、駐輪場を使用させて頂くことは可能でしょうか。	可能です。
11	資料なし	-	従事者の私物を入れられるような鍵付きロッカーなどは貸与いただけますでしょうか。 貸与いただけない場合、受託者で鍵付きロッカーを準備し、搬入させて頂くことは可能でしょうか。	鍵付きロッカーはございません。また、受託者が鍵付きロッカーを準備し設置することはできません。 貴重品は各自で管理いただきます。 なお、現状は従事者のコートを掛けるラックが設置されています。
12	資料なし	-	受託者のPCや携帯電話、卓上プリンターを履行場所に持ち込ませて頂くことは可能でしょうか。 【利用目的】 PC：社内メール確認や各種マニュアル作成のため 携帯電話：従事者からの勤怠連絡用 卓上プリンター：各種資料印刷	委託業務に関係のない備品の持ち込みはできません。 委託業務に必要な備品は貸与します。 なお、現状はパソコン2台、プリンタ（モノクロ）1台貸与しています。電話連絡が必要な場合は、電話総合案内で使用する機材から架電が可能です。
13	資料なし	-	約款（契約条項）を公開していただけますか。	別紙2のとおりです。
14	プロポーザル実施要領	(5) エ	各5部（原本1部、写し4部）提出すること、とございますが、写しには会社名等が記載されていても問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。